

侵袭性髄膜炎菌感染症が出たらすぐ保健所へ連絡を！

侵袭性髄膜炎菌感染症が発生した際には、迅速に対応を行う必要があることから、平成27年5月21日から、侵袭性髄膜炎菌感染症の届出方法等が変更となりました！

【届出方法等の変更ポイント】

- ✓ 診断時には直ちに届出
- ✓ 発生届に患者の個人情報（氏名、住所、連絡先等）を記載

※患者の所属する保育園や学校、勤務先等については発生届の19欄「その他感染症のまん延及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」に記載してください。

○髄膜炎菌感染症はどんな病気？

- ・グラム陰性双球菌である *Neisseria meningitidis* による感染症です。
- ・潜伏期間は2～10日（平均4日）で突然発症し、髄膜炎や敗血症を起こします。
- ・死亡率：約10% 進行が早く、発病後24～48時間で死亡します。
- ・乳児と10代後半の患者が多く、学校や寮で集団生活するものの中での集団感染や、家庭内感染を起こすことがあります。
- ・潜伏期間が短く急激に進行することから、濃厚接触者には早期（なるべく24時間以内）に予防投薬を開始することが推奨されています。

改正のきっかけとなった事例

2011年の5月に宮崎県の高校の学生寮で集団感染が発生し、疑い例を含め3例の髄膜炎患者、2例の敗血症患者が確認。うち1名が死亡する事例がありました。また、本事例をきっかけに学校保健安全法も改正され、髄膜炎菌性髄膜炎が第2種感染症に追加されました。

【詳細は、国立感染症研究所のHPで公開されている以下の2件の記事を御覧ください。】

①宮崎県における髄膜炎菌感染症集団発生事例 (Vol. 32 p. 298-299: 2011年10月号)

<http://idsc.nih.go.jp/iasr/32/380/kj3802.html>

②高校男子寮における髄膜炎菌感染症の集団発生時に経験した劇症型敗血症の1死亡例

(IASR Vol. 34 p. 364-365: 2013年12月号)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-sp/2258-related-articles/related-articles-406/4145-dj4062.html>

○髄膜炎菌による感染が確認されたら・・・

- ・濃厚接触者（医療従事者、家族等）への予防投薬を検討してください。
- ・直ちに管轄の保健所に連絡し、積極的疫学調査への協力をお願いします。（保健所は患者の行動歴等を確認し、必要に応じて周辺（学校等）での濃厚接触者の有無等についての調査を行います。）

○侵袭性髄膜炎菌感染症の届出基準

症状や所見から、侵袭性髄膜炎菌感染症が疑われ、髄液または血液から髄膜炎菌が検出（分離・同定またはPCR法による遺伝子の検出）された場合です。

届出基準を満たした場合は、直ちに管轄の保健所に届出をお願いします！

川崎市健康福祉局保健所感染症対策課

電話：044-200-2441 平成30年4月更新